

時事新報

明治十九年一月二日 土曜日
 第百一十一號廿八日 (壬戌)
 本報創刊於光緒二十二年
 每月定價洋銀一元
 零售每份五分
 (西曆一千八百八十六年)

時事新報定價

○本報創刊於光緒二十二年
 ○每月定價洋銀一元
 ○零售每份五分
 ○本報創刊於光緒二十二年
 ○每月定價洋銀一元
 ○零售每份五分

一月	洋銀一元
三月	洋銀三元
六月	洋銀六元
一年	洋銀十二元

時事新報廣告

一行廿四字 一日一元
 一行廿四字 一日一元
 一行廿四字 一日一元

時事新報

○時事新報創刊於光緒二十二年
 ○每月定價洋銀一元
 ○零售每份五分
 ○本報創刊於光緒二十二年
 ○每月定價洋銀一元
 ○零售每份五分

時事新報

○時事新報創刊於光緒二十二年
 ○每月定價洋銀一元
 ○零售每份五分
 ○本報創刊於光緒二十二年
 ○每月定價洋銀一元
 ○零售每份五分

官報

○農商務省に於ての去る二十八日省中各局局長へ左に通告せり

又同日左の各局處務規程を省中一般へ達せり

農商務省處務規程左の通り

- 第一條 省中各局局長事務分掌セシム
- 第二條 官房局長事務分掌セシム
- 第三條 官房に於て左の事務を掌る
- 第四條 官房局長事務分掌セシム
- 第五條 官房局長事務分掌セシム
- 第六條 官房局長事務分掌セシム
- 第七條 官房局長事務分掌セシム
- 第八條 官房局長事務分掌セシム
- 第九條 官房局長事務分掌セシム
- 第十條 官房局長事務分掌セシム
- 第十一條 官房局長事務分掌セシム
- 第十二條 官房局長事務分掌セシム
- 第十三條 官房局長事務分掌セシム
- 第十四條 官房局長事務分掌セシム
- 第十五條 官房局長事務分掌セシム
- 第十六條 官房局長事務分掌セシム
- 第十七條 官房局長事務分掌セシム
- 第十八條 官房局長事務分掌セシム
- 第十九條 官房局長事務分掌セシム
- 第二十條 官房局長事務分掌セシム
- 第二十一條 官房局長事務分掌セシム
- 第二十二條 官房局長事務分掌セシム

官報

○農商務省に於ての去る二十八日省中各局局長へ左に通告せり

又同日左の各局處務規程を省中一般へ達せり

農商務省處務規程左の通り

- 第一條 省中各局局長事務分掌セシム
- 第二條 官房局長事務分掌セシム
- 第三條 官房に於て左の事務を掌る
- 第四條 官房局長事務分掌セシム
- 第五條 官房局長事務分掌セシム
- 第六條 官房局長事務分掌セシム
- 第七條 官房局長事務分掌セシム
- 第八條 官房局長事務分掌セシム
- 第九條 官房局長事務分掌セシム
- 第十條 官房局長事務分掌セシム
- 第十一條 官房局長事務分掌セシム
- 第十二條 官房局長事務分掌セシム
- 第十三條 官房局長事務分掌セシム
- 第十四條 官房局長事務分掌セシム
- 第十五條 官房局長事務分掌セシム
- 第十六條 官房局長事務分掌セシム
- 第十七條 官房局長事務分掌セシム
- 第十八條 官房局長事務分掌セシム
- 第十九條 官房局長事務分掌セシム
- 第二十條 官房局長事務分掌セシム
- 第二十一條 官房局長事務分掌セシム
- 第二十二條 官房局長事務分掌セシム

○外務省にて
 ○農商務省にて
 ○官房局長事務分掌セシム